

# 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項

氏名又は名称 印

郵便番号 住所

代表者氏名

電話番号

1. 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内） **記入不要**

受講年月日（受講証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。（公表： 可 不可 ） 年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ） 休業日： 営業時間： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することもできます。） 屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけてください。（公表： 可 不可 ） 配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 改造 ） 水道メーター～宅内給水装置（ 新設 改造 ）
その他（公表： 可 不可 ） 緊急時連絡先(氏名、電話番号)

※ 公表には、水道局ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

外部研修については、受講を証明できる書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、水道局ホームページ等への掲載を含みます。） 可                      不可		

◎根拠法規◎

[水道法施行規則]

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は、次の各号に掲げる者とする。

- 1～3（省略）
- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 5、6（省略）

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要  
 ※水道メーター手前の工事をしないときは✓を入れてください。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
上記内容の公表の可否(公表には、水道局ホームページ等への掲載を含みます。)				
可                      不可				

以下に示す保有資格等(下部)を記載してください。

- ① 米子市水道局に登録された配管工
- ② 米子市水道局に登録されたサドル分水栓せん孔資格者
- ③ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の発行する、配水用ポリエチレン配管施工講習受講証取得者

資格を証明する書類(登録証、資格証、受講証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

記載欄が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

◎根拠法規◎

[水道法施行規則]

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は、次の各号に掲げる者とする。

1 (省略)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行なうことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

3～6 (省略)

以上